

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月22日
【会社名】	第一化成株式会社
【英訳名】	Daiichi Kasei Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 淳文
【本店の所在の場所】	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
【電話番号】	042(644)6515(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 宏平
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
【電話番号】	042(644)6516
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 宏平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の第52回定時株主総会の承認を前提条件として、平成29年10月1日付（予定）で会社分割により合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業を当社の100%子会社「第一化成分割準備株式会社」に承継し、持株会社に移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	第一化成分割準備株式会社 (第一化成株式会社に商号変更予定)
本店の所在地	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階
代表者の氏名	代表取締役社長 中野 淳文
資本金の額	10,000千円
純資産の額	10,000千円
総資産の額	10,000千円
事業の内容	合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

平成29年5月22日設立であり、最初の決算期を迎えておらず、過去実績はありません。

(3) 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株割合

第一化成株式会社（提出会社） 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	相手会社の全株式を当社（提出会社）が保有予定です。
人的関係	承継会社の取締役及び監査役は当社の取締役が一部兼任する予定です。
取引関係	承継会社は事業を開始していないため、当社との取引はありません。

2. 当該吸収分割の目的

この組織再編は、日本の開発・製造機能と、グローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltradeather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築するために、平成29年10月1日付（予定）で持株会社体制へ移行することを目的としております。持株会社体制に移行することでグループ戦略機能の強化を図り、グループ全体で長期的な視点より経営戦略の立案と適正な経営資源の配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を目指します。

3. 当該吸収分割の方法および吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

持株会社体制への移行の方法は、会社分割（吸収分割）を採用し、分割する事業を当社が100%出資する子会社に承継する方法を予定しております（以下「本件分割」といいます。）。

(2) 吸収分割に係る日程

平成29年5月22日 分割準備会社設立
 平成29年5月22日 吸収分割契約承認取締役会
 平成29年5月22日 吸収分割契約締結
 平成29年6月22日 吸収分割契約承認株主総会（予定）
 平成29年10月1日 吸収分割効力発生日（予定）

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、当社に対し、普通株式500株を発行します。

(4) 吸収分割契約の内容

当社と第一化成分割準備株式会社が平成29年5月22日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

第一化成株式会社（以下、「甲」という。）と第一化成分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる。

第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：第一化成株式会社（平成29年10月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：第一化成分割準備株式会社（平成29年10月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階

第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、普通株式500株を発行し、すべて甲に割当てる。

第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。但し、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 90百円

(2) 資本準備金 0円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(1)および(2)の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲は、平成29年6月22日を開催日として定時株主総会、普通株主による種類株主総会を、乙は平成29年6月22日を開催日として臨時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。また、甲は、平成29年6月22日までに、会社法第325条により準用される同法第319条第1項の定めにより、本契約を承認する旨のA種優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなすための手続を行う。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年10月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成29年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した別紙2の(1)および(2)記載の本件事業に属する資産、債務を効力発生日において甲より承継する。
2. 乙は、効力発生日において別紙2の(3)記載の雇用契約について、甲に従事する全従業員の雇用契約を承継するものとする。
3. 乙は、効力発生日において別紙2の(3)および記載の本件事業に属する契約および権利義務を甲より承継する。
4. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲および乙の株主総会もしくは種類株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成29年5月22日

（甲） 東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階
第一化成株式会社

代表取締役社長 中野 淳文

（乙） 東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階
第一化成分割準備株式会社

代表取締役社長 中野 淳文

別紙 1

乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業

別紙 2

乙が本分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

流動資産

分割事業に係る現金および預金、売掛金、棚卸資産およびその他の流動資産

固定資産

分割事業に係る建物、建物付属設備、構築物、機械装置およびその他の有形固定資産、ならびにソフトウェア、ソフトウェア仮勘定およびその他の無形固定資産、ならびに保証金、敷金、保険積立金およびその他の資産。ただし、Ultrafabrics,LLC買収に伴う関係会社株式(株式会社ディー・エス・シーおよび同社が保有する関係会社株式を含む。)、関係会社長期貸付金、未収利息、立替金等を除く。

(2) 乙が承継する債務

流動負債

分割事業に係る買掛金、一年内長期借入金、未払金、未払費用、預り金、賞与引当金およびその他の流動負債。ただし、Ultrafabrics,LLC買収に伴う短期借入金、未払利息等を除く。

固定負債

分割事業に係る長期借入金、資産除去債務、退職給付引当金、役員退職給付引当金、役員退職慰労引当金およびその他の固定負債。ただし、Ultrafabrics,LLC買収に伴う長期借入金、未払利息等を除く。

(3) 雇用契約その他の権利義務

雇用契約

甲に従事する全従業員との間の労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務

その他の契約

分割事業に係る販売契約、仕入契約、不動産賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、その他の契約における契約上の地位。ただし、Ultrafabrics,LLC買収に伴う買収契約およびその他の買収関連契約ならびに買収に伴うファイナンス関連の一切の契約を除く。

その他承継する権利義務

分割事業に係る一切の知的財産権、ノウハウおよびこれらの使用权および実施権

分割事業に係る許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの

4．吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は、当社の完全子会社であり、かつ本件分割は物的分割であることから、割当てられる株式数に拘らず当社の純資産の額に変動はありません。このため当社内で協議・検討し、割当株式数を決定いたしました。

また、当社は承継会社である分割準備会社の完全親会社であるため、第三者機関へ割当株式数に関する意見を求めておりません。

5．吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	第一化成分割準備株式会社 (第一化成株式会社に商号変更予定)
本店所在地	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階
代表者の氏名	代表取締役社長 中野 淳文
資本金の額	100,000千円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業

以上